

令和元年12月26日

各 位

東京植物検疫協会

Potato spindle tuber viroid（以下、「本ウイロイド」という。）については、その発生国からの宿主植物の輸入に当たり、植物防疫法施行規則（昭和25年6月農林省令第73号。）別表2の2の24号に基づき、輸出国において核酸の塩基配列を検出するために適切と認められる方法による検査を行い、本ウイロイドに侵されていないことを確認し、検査証明書に追記することを求めています。

今般、植物防疫所が実施した検定において、平成29年2月に本ウイロイドに係る追記がされた検査証明書を添付し、輸入された中国産ピーマン種子から、本病害が検出されたことから、当面の間の対応として、同国が発給した検査証明書に本ウイロイドに係る検査の追記がされている場合であっても、輸入検査において、令和元年12月27日から下記の対応を実施されることになりました。

また、本事例を受け、平成28年以降に中国から本ウイロイドの宿主植物種子を輸入した者に対し、植物防疫所から在庫として保管中の輸入種子について、PSTVdを対象とした検定の実施等を要請することになっていますので併せてお知らせします。

記

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される中国産とうがらし、トマト、ばれいしょ及びペチュニア属植物の種子

2 遺伝子検定

輸入種苗検疫要綱（昭和53年9月30日付け53農蚕第6963号農蚕園芸局長通達）第8で規定する2次検査に加え、本ウイロイドを対象とした遺伝子検定の実施